

「自転車通行環境整備に関する検討会議」開催要綱

(目的)

第1条 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成24年11月 国土交通省・警察庁作成）」を踏まえた大阪市における自転車ネットワーク計画の策定に向け、自転車ネットワーク路線の選定や整備形態の選定等について意見を徴するため、「自転車通行環境整備に関する検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者、その他市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 会議は、概ね1年間開催する。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。